

サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質を定める政令及び警察庁組織令の一部を改正する政令の制定について（依命通達）

平7.8.11 乙刑発第22号、乙官発第28号 次長から府県公委
長、各地方機関の長、各都道府県警察の長、（参考送付先）庁
内各局部課長、各附属機関の長あて

このたび、サリン等による人身被害の防止に関する法律の規定による規制等に係る物質を定める政令（平成7年政令第317号。以下「サリン等政令」という。）及び警察庁組織令の一部を改正する政令（平成7年政令第316号）が別紙のとおり制定され、8月11日に公布された。

これらの政令の制定の趣旨、要点等は下記のとおりであるので、部下職員に周知徹底の上、サリン等に係る被害の防止に万全を期することとされたい。

命により通達する。

記

第1 サリン等政令関係

1 制定の趣旨

サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号。以下「サリン法」という。）の規定による規制等に係る物質は、サリンのほか、政令において、サリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質であって、犯罪に係る社会状況等を勘案しながら定めることとされているが（サリン法第2条）、一連のオウム真理教に関する事件の捜査の過程においてサリン法第2条の要件に該当する物質を定める必要性が明らかになったことから、人の生命及び身体の被害の防止並びに公共安全の確保を図るため、サリン法の規定による規制等に係る物質を定めることとしたものである。

2 要点等

(1) サリン法の規定による規制等に係る物質の範囲

ア ソマン、タブン、VX等の神経剤（第1号から第4号まで）

イ イペリット等のマスタード系びらん剤（第5号から第16号まで）

(2) 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとした。

(3) その他

サリン等政令で定められた物質の取扱いについては、サリンの場合と同様に、防護上特別の知識及び技術が必要であり、並びに自衛隊等の関係機関等との協力が不可欠であることから、警察庁との緊密な連絡を取った上、サリン法の運用に当たること。

第2 警察庁組織令の一部を改正する政令関係

1 制定の趣旨

サリン等の毒物を用いる犯罪の状況等に対応して警察運営の効率化を図るため、サリン法の施行に関する事務を刑事局捜査第一課の所掌事務として定めることとしたも

のである。

2 改正の要点

- (1) サリン法の施行に関することを刑事局捜査第一課の所掌事務として定めることとした。
- (2) 公布の日から施行することとした。